

長崎県立大学における日本学術振興会特別研究員受入規程

平成 31 年 3 月 5 日
規 程 第 11 号

改正 令和 2 年 2 月 4 日規程第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）の特別研究員（以下「特別研究員」という。）を受け入れる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この規程は、特別研究員の受入れに関し、必要な事項を定めることにより、本学における特別研究員の位置付けを明確にするとともに、特別研究員が行う研究活動の支援を充実させ、本学の学術研究の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 特別研究員とは、日本学術振興会に特別研究員として採用され、本学において研究に従事する者をいう。

(届出)

第 4 条 特別研究員を受け入れようとする本学の教員（以下「受入教員」という。）は、日本学術振興会特別研究員受入申請書（様式第 1 号）により、その所属する学部長又は研究科長若しくは専攻長（以下「所属学部長等」という。）を経由して、学長に申請する。

一部改正[令和 2 年規程第 11 号]

(申請)

第 5 条 学長は、前条の届出があり、受入れを承諾する場合は、日本学術振興会の募集要項に定める申請書類を日本学術振興会に提出するものとする。

(受入許可)

第 6 条 学長は、当該申請に係る者が日本学術振興会の特別研究員に採用された場合は、教育研究評議会の意見を聴いて、特別研究員の受入れについて決定するものとする。

2 学長は、前項の規定により受入れを決定したときは、日本学術振興会特別研究員受入許可書（様式第 2 号）により特別研究員に通知するものとする。

(受入期間)

第 7 条 特別研究員の受入期間は、原則として、日本学術振興会に特別研究員として採用されている期間の範囲内で認めるものとする。

(研究活動への従事)

第 8 条 特別研究員は、日本学術振興会から出産・育児に係る採用中断の扱いを受ける場合を除き、特別研究員申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究員は、日本学術振興会が定めた範囲で他の研究に従事することができる。

(研究料)

第9条 特別研究員に対し、研究料は徴しない。

(身分の取扱い等)

第10条 特別研究員と長崎県立大学との間には身分関係は生じないものとする。

2 本学は、特別研究員には、給与その他の給付はしない。

(施設等の利用)

第11条 特別研究員は、研究を遂行するために必要な本学の施設、設備等を本学の教育及び研究に支障のない範囲内で利用することができるものとする。

2 特別研究員は、故意又は過失により、施設、設備等を滅失し、又は毀損したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 特別研究員は、本学で実施する健康診断を希望する場合は、本人の負担により受診することができるものとする。

(研究活動中の事故等への対応)

第12条 特別研究員の責に帰すべき事由による研究活動中の事故等の補償は行わない。ただし、本学に責任があると認められるときは、この限りでない。

2 特別研究員は、自己の責任において、本人の負担により賠償責任保険及び損害保険に加入しなければならない。

(規則等の遵守)

第13条 特別研究員は、本学の規則等を遵守しなければならない。

2 学長は、特別研究員が前項の規定に違反したとき又は特別研究員としてふさわしくない行為があったときは、本学での研究活動を停止させ、第6条第1項の決定を取り消すことができるものとする。

3 学長は、前項の規定により受入れの許可を取り消した時は、当該特別研究員にその旨を通知しなければならない。

(知的財産の取扱い)

第14条 特別研究員は、特別研究員として従事した研究において創出した知的財産の取扱いについては、長崎県公立大学法人職務発明等規程その他関連規則に従うものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、特別研究員の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年3月5日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日規程第11号)

この規程は、令和2年2月4日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

日本学術振興会特別研究員受入届出書

年 月 日

長崎県立大学長 様

(申請者所属学部・研究科及び専攻)
(職・氏名)
(所属学部長・研究科長・専攻長氏名)

次の者を本学の特別研究員として受入れをしていただきたく届け出ますので、承諾くださいますようお願いいたします。

ふりがな 氏名		性別	男・女
		生年月日	年 月 日
現在の身分			
学歴			
博士の状況			
研究課題名			
研究目的及び研究内容			
受入の具体的理由			
受入期間			
受入教員名			

様式第2号（第6条関係）

日本学術振興会特別研究員受入許可書

年 月 日

様

長崎県立大学長

印

日本学術振興会特別研究員の受入れについては、次のとおり許可します。

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
現在の身分			
学歴			
博士の状況			
研究課題名			
受入期間			
受入教員名			